しょうがいしゃ さべつ かい

って、どんな法律なの?



しょう りゆう

さべつ

ほうりつ

「障がいを理由とする差別」をなくすための法律です

この法律は、旨や地方自治体、会社やお店などの党間事業者に対し「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的監慮の提供」を義務付けることにより、障がいのある人もない人も、共に暮らせる社会の実現を目指しています。

1. この法律で対象となる「障がいのある人」とは?

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、そのほか心身の機能の障がいがある人で、障がいや社会的障壁 (バリア)によって日常生活や社会生活が困難になっている人です。 障がい手帳を持っていない人も含まれます。

2. この法律で対象となる「民間事業者」とは?

型利・非営利、個人・法人の別を問いません。一般的な企業やお店だけでなく たとえば ごん じきょうしゃ たいか を得ない無報酬の事業、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動 法人も対象となります。

3. 「社会的障壁(バリア)」とは?

ぶつりてき

(じぶつ)

物理的なバリア(事物)

公共交通機関、道路、建物 などで困難をもたらすバリア 例)段差、狭い通路 など



せいどてき

(せいど)

制度的なバリア(制度)

社会のルール、制度によって能力以前に機会の きかとう 均等を奪われるバリア

M)学校の入試・就職などで期限をする にははい。 補助犬を連れての入店を断るなど



ぶんか・じょうほうめん

(かんこう)

文化・情報面でのバリア(慣行)

障がいのある人の存在を意識しない文化、 情報面でのバリア

例) パンフレットの 問い合わせ先に、電話番号 しか記載しない など



いしきじょう (かんねん) 意識上のバリア (観念)

例)点字ブロック上に物を置く、 かわいそうと決めつける など



ふとう さべつてきと あつか きんし

不当な差別的取り扱いの禁止

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービス等の提供を指否または提供にあたって場所・時間帯を制限したり、障がいのない人に対しては付けないような条件を付けるなどにより、障がいのある人の権利・利益を侵害することを禁止しています。例

レストランなどの飲食店に入ろうと している障がいのある人を、事いすを 利用していることを理由に断った。



ごうりてきはいりょ ていきょう

合理的配慮の提供

た。 障がいのある人から社会的障壁(バリア)を取り除くための何らかの配慮を求める意思が あった時に、貧担が重すぎない範囲で対応することを義務付けています。

※知的障がいなどにより、本人が配慮を求める意思を 表明することが困難なときには、その家族、介助者、 支援者などが意志の表明をすることもできます。

(例) 車いすを利用している人などのために 出入り口にスロープを設置するなど、段差をなくす工夫をする。



